特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	沼津市特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和4年4月20日

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務					
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者 手当の支給申請に関し、静岡県に請求書や届出書を提出し、決定を受け、申請者に通知し、手当を支 給する事務を行う。					
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバ、統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
特別児童扶養手当支給事務ファイル						

3. 1	固し	【番号(の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の46の項

法令上の根拠

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)

•第37条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報 (別表第二における情報提供の根拠 ・第二第三欄が「都道府県知事」で 26、30、56の2、57、87、116の (別表第二における情報照会の根拠 ・66の項	①) あって第四欄に「特別児童扶養手当関係情報」を含む項(16、19、)項)					
	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) ・第12条、第19条、第30条、第44条(別表第二における情報照会の根拠) ・第37条						

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 障がい福祉課 電話055-934-4829

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	2年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		2年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価額				<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	の委託			0]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
		旧様式により項目なし	新様式によりリスク管理項目の追加	事後		
平成31年4月19日	 評価実施機関における担当部 署(所属長の役職)	勝又雄司	障害福祉課長	事後	様式改正による	
令和2年4月20日	吋从の計数かり	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施による	
令和3年9月1日	I 関連情報 情報提供ネット ワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正による	
令和4年4月20日	評価実施機関における担当部 署		障がい福祉課	事後	機構改革による	
令和4年4月20日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	障害福祉課	障がい福祉課	事後	機構改革による	